

内部者の登録・更新について

弊社では、内部者取引（インサイダー取引）を未然に防止するため、日本証券業協会の規則に基づき、お客様から「内部者」に該当するか否かについてお届けいただき、「内部者」に該当する場合、管理目的のため内部者登録を行うこととしております。

お客様が以下に該当する場合、本邦取引所に上場している銘柄の発行会社（以下、「上場会社等」とよびます。）の内部者として内部者登録の対象としています。

① 次に掲げる者

- イ 上場会社等の取締役、会計参与、監査役又は執行役
- ロ 上場投資法人等の執行役員又は監督役員
- ハ 上場投資法人等の資産運用会社の取締役、会計参与、監査役又は執行役

② 次に掲げる者

- イ 上場会社等の親会社又は主な子会社の取締役、会計参与、監査役又は執行役
- ロ 主な特定関係法人の取締役、会計参与、監査役又は執行役

③ ①及び②に掲げる者でなくなった後1年以内の者

④ ①に掲げる者の配偶者及び同居者

⑤ 上場会社等又は上場投資法人等の資産運用会社の使用人その他の従業者のうち執行役員（上場投資法人等の執行役員を除く。）その他役員に準ずる役職にある者

⑥ 上場会社等又は上場投資法人等の資産運用会社の使用人その他の従業者のうち重要事実を知り得る可能性の高い部署に所属する者（⑤を除く。）

⑦ 上場会社等の親会社若しくは主な子会社又は主な特定関係法人の使用人その他の従業者のうち執行役員その他役員に準ずる役職にある者

⑧ 上場会社等の親会社若しくは主な子会社又は主な特定関係法人の使用人その他の従業者のうち重要事実を知り得る可能性の高い部署に所属する者（⑦を除く。）

⑨ 上場会社等の親会社若しくは主な子会社又は主な特定関係法人

⑩ 上場会社等の大株主（直近の有価証券報告書、半期報告書又は四半期報告書に記載されている大株主をいう。）

つきましては、今後新たに①から⑩のいずれかに該当することとなった場合や、既にお届けいただいている内容に変更があった場合には、弊社宛に以下の届出書にてお届けを頂きますようお願いいたします。

なお、お客様より特段の届出を頂かなかった場合は、原則として内部者登録の必要がないものとして取扱いをさせていただきます。

<連絡先>

BNP パリバ証券株式会社

〒100 - 6740

東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

グラントウキョウ ノースタワー

クライアント・エンゲージメント&フィナンシャルセキュリティ部

03-6377-2540

以上

